

7日10月2023年

Doping Control(ドーピング検査) Communiqué

1. 本大会は、日本アンチ・ドーピング規程(Japan Code)により検査を実施する。
2. ドーピング検査は、競技会場内に設置された検査室を使用し行う。
3. 2022年4月14日に改定されたUCIアンチ・ドーピング規則により、検査対象競技者の掲示は、一切行わない。対象者への通告はDCOまたはシャペロンによってのみ行われる。
4. 検査対象となった競技者は、DCOまたはシャペロンに通知され次第、可能な限り速やかにドーピング検査室に到着しなければならない。その際に、写真付ライセンスまたはその他の写真付き身分証明書を忘れず持参すること。
5. 検査対象の選手は、表彰式への参加、メディア対応、同伴者または通訳との合流などの合理的な理由によりDCOまたはシャペロンの許可を得た場合は、ドーピング検査室への到着を遅らせるまたは一時的に検査室を離れることができる。しかし、DCOまたはシャペロンの許可なくドーピング検査室への到着が遅れる、または離れた場合にはアンチ・ドーピング規則違反と判断される可能性がある。

本大会ドーピング検査に対する参加者のご協力をお願い申し上げます。

JCF アンチ・ドーピング委員会
高橋 真